

こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (F兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442
 日本共産党京都市議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130
 市議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail info@cpgkyoto.jp 2019年3月17日号



介護保険料引き下げは、世論と運動の成果

但し、消費税と軽減財源とは連動せず 消費税増税との抱き合わせは認められない

開会中の市議会に、介護保険料の低所得者減額が、市長から提案されていきます。国の方針に従ったもので、第一、三段階の保険料を、4月新年度から下の通り、引き下げようとするものです。井上議員も、市議会はもちろんです。国へ行くまでもして軽減を求めてきました。世論と運動の成果です。

10月からの消費税増税を見越し、当面、来年度の半分の減額予定額と言っています。しかし増税と抱き合わせは認められませんが、その月も増税前の4、9月も予定の半分といえ、引き下げるとはいえ、予定の半分というやり方自体が、他の財源でも賄えること、昨年夏、井上議員の厚労省担当者との折衝でも明らかです(左の記事)。

会での井上議員の質問と市の答弁の趣旨を紹介します。

●(井上議員) 4、9月の財源はどうするの。半分ではなく満額を減額すべき。

○(市) 満額は、増税が通年化する来春、11/2から、府・市で各4分の1、消費財源を聞いています。軽減分と増税分は一致するの。○必要な財源は確保される。

●答弁をはぐらかしてはいけません。昨夏、私が厚労省へ行った時の



介護保険料の軽減に向けて

<政府との折衝にて=昨年8/27>
 ◎厚労省「軽減措置は、来秋(今年のこと)、消費税10%になれば、拡充することが可能」。
 ●井上議員「消費税は目的税ではない。お金に色もついていない。増税と軽減拡充はセットではない。仮に別の財源策を講じれば、消費税に頼らなくても軽減拡充はできるはず」。
 ◎厚労省「それはご指摘の通り」。

3月20日(水)
午前10時~
市議会閉会本会議
 に、ぜひ、
 傍聴にお越し下さい
 (TV放映はありません)

介護保険料の軽減案(第1~第3段階)

<条例改正案が可決されたと仮定した場合>

	2018年度(現行)		2019年度(案)	
	年額	月額	年額	月額
第1段階	35,640円	2,970円	29,700円	2,475円
第2段階	53,856	4,488	43,956	3,663
第3段階	59,400	4,950	57,420	4,785

話では、軽減と増税は別だとの話であった。○国からの指示通りにやっている。

結局は市長の判断

また井上議員は、別の委員会、教育委員会の学校歴史博物館や、青少年科学センター等の小中高生には上乘せ

教職員の働き方改革を

学校の先生の多忙化が大きな社会問題になっています。井上議員は、教育委員会に対し、

①大幅人員増、②仕事を減らす、③残業の場を減らす、等、文科省は②だけだと批判しつつ、①③の改善を求めました。



深草墓園春季慰霊祭

9日、市の合同慰霊祭に出席してきました。